

## 市県民税の申告

郵送での申告にご協力を！

問 市民税課 (0798・35・3267)

HP 44408846



市県民税の申告期限は3月17日です。申告内容を確実に市県民税の計算に反映させるために、漏れなく正しい申告をお願いします。申告書の様式や記入方法など詳しくは、市のホームページでご確認ください。

## 申告に必要なもの

- ▶市県民税申告書(市から事前送付されている人)
- ▶源泉徴収票など収入の分かるもの
- ▶本人確認書類(以下のいずれか。郵送の場合は写し)
  - ・マイナンバーカード
  - ・マイナンバーが確認できる通知カード等と運転免許証や旅券等
- ▶(各種控除を受ける人のみ)生命保険料や国民年金保険料等の控除証明書、医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書、配偶者の所得が分かるもの、障害者手帳など

## 市県民税の申告会場(予約不要)

各会場の受付初日の午前中は大変混み合います

会場	開設期間(土・日曜、祝・休日を除く)	受付時間
市役所本庁舎2階	2月5日(水)～3月17日(月)	9:00～17:00
瓦木公民館 別館 (注)瓦木支所ではありません	2月10日(月)・12日(水)	9:30～11:30 13:00～16:30
甲東支所	2月13日(木)・14日(金)	
塩瀬支所	2月17日(月)・18日(火)	9:45～11:30
山口支所	2月19日(水)・20日(木)	13:00～16:30
鳴尾公民館 (注)鳴尾支所ではありません	2月26日(水)～28日(金)	9:30～11:30 13:00～16:30

※塩瀬・山口支所では、上記受付日時以外でも申告書を預かることができます

## 令和7(2025)年度からの主な改正点

詳しくは市のホームページ(HP67429828)でご確認ください



## 住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)の拡充・延長

## 子育て世帯や若者夫婦世帯に対する借入限度額の上乗せ

子育て世帯(19歳未満の子を有する世帯)または若者夫婦世帯(夫婦のいずれかが40歳未満の世帯)が、令和6年(2024年)中に認定住宅等を新築するなどして、6年中にその家に住み始めた場合、4年(2022年)・5年(2023年)に入居した場合の限度額(※)が維持されます

(※)認定住宅…5000万円 ZEH水準省エネ住宅…4500万円  
省エネ基準適合住宅…4000万円

## 新築住宅の床面積要件の緩和

合計所得金額が1000万円以下の人で、令和6年(2024年)12月31日までに建築確認を行った場合は、新築住宅の床面積要件が40平方メートル以上に緩和されます

## 同一生計配偶者の定額減税(令和7年度のみ適用)

令和6年(2024年)中の合計所得金額が1000万円～1805万円で、個人住民税所得割が課税される人のうち、同一生計配偶者(※)(国外居住者を除く)を有する人について、7(2025)年度に限り、個人住民税の所得割から1万円が控除されます。ただし、控除額が所得割額を上回る場合は、所得割額が控除される限度額となります

(※)同一生計配偶者…前年中の合計所得金額が1000万円を超える納税義務者と生計を一にする配偶者で、配偶者自身の前年中の合計所得金額が48万円以下の人

福祉施設  
支援団体

## 利用者のマイナンバーカード

## 申請・受取にご協力を

市は、2月以降に福祉施設・支援団体等が、マイナンバーカードの取得に支援が必要な人のマイナンバーカードの申請サポートや代理交付を行った場合に、報償費を支払います。

報償費の支払いを受ける場合は、市への事前協議が必要です。福祉施設・支援団体等が提供しているサービス利用者からマイナンバーカード取得について相談を受けた際は、申請をご検討ください。

提出書類や申請方法など詳しくは、市のホームページでご確認ください。

報償費の支払対象となる施設等	・高齢者施設 ・障害者施設 ・介護保険施設 ・病院・支援団体 など
報償費	マイナンバーカードの申請サポート：1件4000円 マイナンバーカードの代理交付：1件4000円 ※1人の申請者について申請サポートと代理交付をともに実施した場合は8000円

※申請サポート完了後、写真不備や申請書ID記載ミス等により申請ができていない場合は、申請サポート実施団体が申請者本人にその旨を説明した上で、不備を解消してください。この不備解消のための対応業務も報償費の対象に含まれます

問 市民課 (0798・35・3760)

HP 38863933

## 案内

## 介護の仕事の復職支援

## 介護職離職時の届出制度

介護福祉士等の資格を持つ人が、介護の仕事から離れても再び介護の仕事で活躍するための届出制度があります。

復職に向けてスムーズな支援が受けられるよう、離職する際は、県福祉人材センターに届け出をしてください。すでに介護職の仕事から離れている人や、一度も介護の仕事に就いたことがない人も、随時登録を受け付けています。

対象者	以下のいずれかに該当する人 ▷介護福祉士 ▷以下の研修修了者 ・介護職員初任者研修 ・介護職員実務者研修 ・旧ホームヘルパー養成研修1・2級課程等
サポート	・職業紹介 ・職場体験 ・復職に必要な最新情報の提供 など

自分に合った福祉の仕事を見つけるための総合支援サイトを運営しています。詳しくは県福祉人材センターのホームページで確認を



問 県福祉人材センター (078・271・3881)

## 多文化共生を考える

『人権文化の花咲くまち 西宮』を目指して多様な視点から学ぼう！

「ステレオタイプ」に気をつけて  
～「わたし」と「あなた」の交流を！

日本語教育支援グループ「ことのは」

理事長 矢谷久美子 さん

地域日本語教室では、さまざまな背景の参加者が日々活動しています。なぜ、今、その地域に暮らしているのか、理由はそれぞれです。世界中からやってくる教室参加者から聞く話は、本やメディアで得た情報よりはるかに興味深く、学びが多いものです。私は食いしん坊なので、食べ物のお話でいつも盛り上がりします。

私は生まれも育ちも大阪で、日本語教師になって海外で仕事をやるまで、地元を離れたことはありませんでした。狭い世界で暮らしていたわけですが、教師になりたての頃は、異文化を持つ学習者に対しての接し方を間違えていたことがあります。特定の国の人をひとくくりに捉えて固定観念を抱いて判断していたのです。たとえば、ブラジル人はサンバが好き、韓国人はキムチ！という思い込みです。私が出会ったブラジル出身の技術研修

生はサンバには興味がなく、趣味は盆栽でした。また、キムチが苦手な韓国人の人もいました。私は学習者とのやり取りで、自分の勝手な思い込みで発言したり、行動したりしていたことに気付かされ、何度も反省しました。

日本語の練習で、「あなたの国では？」と問いかけることがありますが、大国から来た人は意見の違いから、よく口論になります。大きな国ですから、地域によってさまざま違いがあるのは当然です。「あなたは？」と聞けば良かったですね。

日本語教室の活動は、日本人と外国人の交流ではありません。今、この地域に住んでいる「わたし」と「あなた」の交流です。考えてみれば、国が同じでも、世代や環境等で人の考えはさまざまです。外国人参加者に「日本料理といえば？」と聞くと、「すし、てんぷら、すき焼き、しゃぶしゃぶ」と答えます。最近ではラーメンが人気です。でも、私たちの普段の食生活を考えたとき、日常的にそれらの料理を食べているかということ、はなはだ疑問です。私の場合、新米の時期は、おにぎりのみそ汁、それに焼き魚があると完璧。名前も無いような煮物、炒め物を食べているように思います。

もし、近くに住んでいる外国人の人と交流する機会があれば、家庭料理の話をしてみてください。おいしい家庭の味に出会えるかもしれませんよ。

問 秘書課 (0798・35・3459)